

## 長期療養を必要とする疾病により

### 定期予防接種を受けられなかった方へ

長期療養を必要とする疾病にかかったこと等で、やむを得ず対象年齢内に定期予防接種を受けられなかった方も接種を受けられます。接種を希望される方は、主治医とご相談のうえ、接種を受ける前に健康福祉課健康増進グループに申請してください。

#### ■対象者

接種時に川島町に住民登録があり、1～3のいずれかに当てはまる方

- 1 次の①～③に該当する疾病にかかったこと等により、やむを得ず定期予防接種を対象年齢内に受けられなかった方
  - ①重症複合免疫不全症、無ガンマグロブリン血症その他免疫の機能に支障を生じさせる重篤な疾病
  - ②白血病、再生不良性貧血、重症筋無力症、若年性関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、潰瘍性大腸炎、ネフローゼ症候群、その他免疫の機能を抑制する治療を必要とする重篤な疾病
  - ③①又は②の疾病に準ずると認められるもの
- 2 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受け、やむを得ず定期予防接種を対象年齢に受けることができなかったもの
- 3 医学的知見に基づき1または2に準ずると認められたもの

#### ■対象となる定期予防接種

不活化ポリオ・BCG・四種混合・三種混合・二種混合・日本脳炎・麻しん風しん混合  
麻しん・風しん・子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌・水痘・B型肝炎・高齢者肺炎球菌

#### ■対象となる期間

- 1 こどもの定期予防接種  
特別な事情がなくなった日から2年以内  
ただし、一部の予防接種には以下のとおり年齢制限があります。
  - ・BCG：4歳に達するまでの間
  - ・小児用肺炎球菌：6歳に達するまでの間
  - ・ヒブ：10歳に達するまでの間
  - ・四種混合：15歳に達するまでの間
- 2 成人の定期予防接種
  - ・高齢者肺炎球菌：特別な事情がなくなった日から1年以内

裏面に続きます

## ■接種までの流れ

該当者で定期予防接種を受けることを希望する方は、必ず接種を受ける前に健康福祉課健康増進グループに申請をしてください。

- ①主治医に「長期療養を必要とする疾病にかかった者等の定期接種に関する特例措置対象者該当理由書」を記入してもらってください。  
※「理由書」の作成にかかる費用は、保護者または本人の負担となります。



- ②「長期療養者のため定期予防接種に関する申請書」に必要事項を記入し、母子健康手帳を持参のうえ、「理由書」、「申請書」を健康福祉課健康増進グループに提出します。  
※高齢者肺炎球菌の場合は、母子健康手帳は不要です。



- ③町は、申請内容や接種履歴を確認し、接種医療機関あての「実施依頼書」を交付します。



- ④「実施依頼書」「予診票」「母子健康手帳」を持参し、川島町の委託医療機関で接種を受けてください。  
※高齢者肺炎球菌の場合は、母子健康手帳は不要です。

### お問い合わせ先

川島町健康福祉課 健康増進グループ

〒350-0192

川島町大字下八ツ林870番地1

電話：049-299-1758（直通）

FAX：049-297-6087